

福岡県公報

令和二年二月二十八日
第 八 十 二 号
増 刊 ①

農林事務所

福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程を廃止する訓令

福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規程（平成二十七年六月福岡県訓令第九号）

は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県人事委員会告示第一号

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を

改正する告示

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程（平成十六年福岡県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三十一号中「細」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二号

目 次

訓 令（第二号）

○福岡県鳥獣保護管理員の設置等に関する規定を廃止する訓令

（自然環境課）……………一

人事委員会

○不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する告示

（人事委員会事務局給与公平課）……………一

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課）……………一

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課）……………二

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課）……………二

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

（人事委員会事務局給与公平課）……………二

正 誤

（人事委員会事務局給与公平課）……………二

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年福岡県人事委員会規則第十一号）

中正誤……………十

訓 令

福岡県訓令第二号

環 境 部

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

第二条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「一般社団法人福岡県私学教育振興会」を

「一般社団法人福岡県私学教育振興会」に改める。

「一般社団法人福岡県私学教育振興会」に改める。

一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会」

第三条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の項を次のように改める。

地方独立行政法人法第八号第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人	公立大学法人九州歯科大学 公立大学法人福岡県立大学 公立大学法人福岡女子大学
-----------------------------------	----------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第三号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則（昭和六十三年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬、埋却若しくは焼却又は野生いのししの捕獲若しくは死体回収の現場の消毒その他人事委員会がこれらに相当すると認める作業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の規定は、令和二年二月十三日から適用する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表）中「〔画・外〕」を削る。

様式第三号（表）及び（裏）を次のように改める。

様式第3号 (第7条関係)

(表)

福岡県職員退職票

① 年 月 日交付		② 所属名			
退職した職員	③ 氏 名			④ 生年月日 及び年齢	年 月 日 満 歳
	⑤ 住所又は居所				
	⑥ 就職年月日	年 月 日	⑧ 給与形態	(A) 月給	⑨ 勤続年数 年 月
	⑦ 退職年月日	年 月 日		(B) 日給	⑩ 受給資格 区 分 (A) 一般受給資格 (B) 高年齢受給資格 (C) 特例受給資格
⑪ 失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額	(A) 基本となる給与が月によつて定められている者		(B) 基本となる給与が、労働した日によつて定められている者		
	退職の月前6月に支払われた給与の総額		退職の月前6月における労働日数	給与額	⑫ 賃金日額算定の根拠及び額
	1 給料	円	月分	日	円
	2 扶養手当	円	月分	日	円
	3 地域手当	円	月分	日	円
	4 時間外勤務手当	円	月分	日	円
	5 手当	円	月分	日	円
	6 手当	円	月分	日	円
	7 手当	円	月分	日	円
	8 手当	円	月分	日	円
9 手当	円	月分	日	円	
10 手当	円	月分	日	円	
合計	円	月分	日	円	
		合計		円	
⑬ 退職時に支払われた一般の退職手当等の額		円	説明欄	⑭ 退職時の給料月額	
⑮ 退職事由		別紙のとおり			
⑯ 上記の記載事項を確認する。 (退職した職員の氏名) 印					
⑰ 交付所属	所在地	TEL			
	所属名				
⑱ 所属長名及び印		印			
⑲ 交付所属記入欄					

(裏)

退職した職員の注意事項

1 記入上の注意

- ⑮欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記入欄の□の中に○印を記入すること。
 - ⑯欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記入して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属長に申し出て訂正を受けること。
- 2 この票の交付を受けたときは、速やかに任命権者に出頭の上提出すること。
- 3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第12条第2項に定める所定の期限までに知事に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

所属長の記入心得

- 1 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有する場合には、所属長はこの退職票に所定の事項を記入し、押印した上退職した職員に交付すること。

2 記入上の注意

- ①欄には、この票を職員に交付した日を記入すること。
- ②欄には、退職した職員が所属していた所属名を記入すること。
- ③欄には、退職した職員の氏名を記入すること。
- ④欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記入すること。
- ⑤欄には、退職した職員の住所又は居所を記入すること。
- ⑥欄には、退職した職員の退職前引き続き職員又は職員以外の地方公務員等として勤務し始めた就職の年月日を記入すること。
- ⑦欄には、退職した職員の退職した年月日を記入すること。
- ⑧欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄に○印を付けること。
- ⑨欄には、退職した職員の⑥欄から⑦欄までの退職手当の計算の基礎となつた勤続期間及び福岡県職員の退職手当に関する条例第9条第1項の規定によつて通算される期間の合計期間を記入すること。
- ⑩欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項に該当する者は(C)欄に、その他の者については(A)欄に○印を付けること。
- ⑪欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を記入し、職員の基本となる給与が月給によつて定められている場合には、(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記入し、職員の基本となる給与が日給によつて定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記入すること。
- ⑫欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記入すること。
- ⑬欄には、退職した職員の退職時に支払つた一般の退職手当等の額を記入すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記入すること。
- ⑭欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあつては日額）を記入すること。
- ⑮欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、所属長記入欄の□に○印を記入の上、具体的事情記入欄（所属長用）に具体的事情を記入すること。
- ⑰欄には、この退職票を交付する所属の所在地、電話番号及び名称を記入すること。
- ⑱欄には、所属長の氏名を記入し、その印を押すこと。
- ⑲欄には、通算される期間（⑨欄に同じ）、基本手当の日額、所定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記入すること。

様式第三号（別紙）中「㊦(西暦年)」を「㊦(西暦年)」に改める。
様式第四号、様式第五号、様式第六号及び様式第八号中

氏 名	性 別	男・女
を		

氏 名
に改める。

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号 (第18条関係)

(表)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

		受給資格証番号	
申請者	① 氏名	② 生年月日	
診療担当者の証明	③ 傷病の名称及びその程度		
	④ 初診年月日	年	月 日
	⑤ 傷病の経過	年	月 日 治ゆ、転医、中止、継続中
	⑥ 傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間	年	月 日から } 年 月 日まで } 日間
	⑦ 上記のとおり証明する。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 電話 診療担当者氏名 (印)		
支給申請期間	⑧ 同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	
	⑨ ⑧の給付を受けることができる期間	年 月 日から	
		年 月 日まで	日間
⑩ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から		日間
⑪ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあつた日 収入額 収入のあつた日 収入額 収入のあつた日 収入額	月 日 円 何日分の収入か 日分 月 日 円 何日分の収入か 日分 月 日 円 何日分の収入か 日分
福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第18条第3項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 (印)			
任命権者 殿			
※処理欄	支給期間	年 月 日から	年 月 日まで 日間

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、受給資格証を添えて任命権者に提出すること。
- 2 ⑧欄は、⑥欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 船員法による傷病手当
 - (4) 地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (5) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 3 ⑨欄には、⑥欄の期間のうち、⑧欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑧欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- 4 ⑩欄には、⑥欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のもをいうものであること。
- 5 ⑪欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

様式第十四号の二、様式第十五号及び様式第二十号から様式第二十号の三までの様式

中

氏 名
性 別
男・女

を

に改める。

氏 名

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

正
誤

27 ・ 3 ・ 27	発行 年月 日									
3680 増刊①	番公 号報									
人事委員 会規則	種 類									
十一	番同 号上									
27	ペ ー ジ									
○	上 欄									
	下									
6	行									
	備 考									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">退職年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> <td style="width: 25%;">勤続期間</td> <td style="width: 25%;">年 月</td> </tr> <tr> <td>退職事由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		退職年月日	年 月 日	勤続期間	年 月	退職事由				正
退職年月日	年 月 日	勤続期間	年 月							
退職事由										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">退職年月日</td> <td style="width: 25%;">年 月 日</td> <td style="width: 25%;">勤続期間</td> <td style="width: 25%;">年 月</td> </tr> <tr> <td>退職事由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		退職年月日	年 月 日	勤続期間	年 月	退職事由				誤
退職年月日	年 月 日	勤続期間	年 月							
退職事由										